

第3期千葉市障害福祉計画(案)の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各年度における指定障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定め、障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定する。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 位置づけ

障害者自立支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」

(2) 他計画との関係

障害者計画、地域福祉計画(市・各区)、保健医療計画等における障害者等の福祉に関する事項と調和を図るとともに、新基本計画等に即したものとする。

3 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

4 サービスの体系

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

- 指定障害福祉サービス：訪問系(5種類)、日中活動系(8種類)・居住系(3種類)
- 指定相談支援：計画相談(2種類)、地域相談(2種類)

(2) 地域生活支援事業

- 必須事業：実施は義務(6種類)
- その他事業：市町村の判断により実施(8種類)

第2章 第2期計画における障害福祉サービス等の状況

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

(1) 訪問系サービス

- 「居宅介護」、「行動援護」は、概ね見込どおりに進捗。
- 「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」は、対象が限定される等により見込みを大幅に下回る。

(2) 日中活動系サービス

- 「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」は、新体系移行の遅れ等により見込みを下回る。
- 上記以外のサービスは、概ね見込どおりに進捗。

(3) 居住系サービス

- 新体系移行の遅れ、物件の確保が困難等により実績が見込量を下回る。

(4) 指定相談支援

- 対象者が限定的のため、実績なし。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

- 概ね見込みどおりか、見込みを上回る実績で進捗。

(2) その他事業

- 概ね見込みどおりに進捗。
- 「福祉ホーム」等は見込数ほど対象者が増えなかったこと等により、実績が見込みを大幅に下回る。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念 ※ 第2次千葉市障害者計画(平成23年度～26年度)と共通の理念とする。

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。

2 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 地域生活を支える訪問系サービスの充実
- 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障
- 地域における暮らしの場の確保
- 就労支援の強化
- 相談支援体制の充実・強化

3 平成26年度までに達成すべき目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

地域生活移行者数 (H17.10.1以降の累計数)	【目標】 436人以上	平成23年10月1日時点の到達点(275人)に加えて、今後の3年間で新たに第1期計画時点の施設入所者数(802人)の20%(161人)以上移行させる。
------------------------------	----------------	---

(2) 福祉施設から一般就労への移行促進

平成26年度における 年間の一般就労への移行者数	【目標】 44人以上	第1期計画時点の年間の一般就労への移行者数(11人)の4倍以上
-----------------------------	---------------	---------------------------------

第4章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

■平成24年度から平成26年度の利用者・入所者数の見込量

これまでの利用者数の伸び及び障害者手帳交付者数の伸びを勘案して定める。

■見込量の確保の方策

事業者に対する情報提供や助成等の支援により事業者参入を促すほか、利用者に対しても必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援を充実させる。

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 必須事業

相談支援事業を各区で実施するほか、地域の状況やニーズに対応した事業を展開する。

2 その他の事業

これまでのサービス内容と同様のサービス及び水準を維持することを基本に各種事業を実施する。

第6章 計画の推進に向けて

- 障害者施策の総合的な実施
- 市民参加と協働
- 関係機関との連携
- 進行管理と事業評価
- 計画の弾力的運用